

◎厚生労働省より令和4年9月5日に公布された「保医発0905 第1号」により、10月1日から「電子的保健医療情報活用加算」は廃止され、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されることとなりました。それに伴い、「調剤報酬請求事務専門士公式テキスト第18版」について、下記の通り、差替え・追記をお願いいたします。

1) P.86 表 「◎時間外加算等を算定する場合～」 差替え

加算できないもの	加算できないもの
嚙下困難者用製剤加算	嚙下困難者用製剤加算
麻 向 覚 原 毒加算	麻 向 覚 原 毒加算
自家製剤加算	自家製剤加算
計量混合調剤加算	計量混合調剤加算
調剤管理加算	調剤管理加算
重複投薬・相互作用等防止加算	重複投薬・相互作用等防止加算
電子的保健医療情報活用加算	医療情報・システム基盤整備体制充実加算

2) P.87 表 削除

【薬学管理料欄】	項目/算定要件等	点数	略号
電子的保健医療情報活用加算	オンライン資格確認システムを活用し、患者に係る薬剤情報等を取得し、調剤を行った場合（月1回）	3点	電情
	【令和6年3月31日まで】 オンライン資格確認システムにより、患者に係る薬剤情報等の取得が困難だった場合（3月1回）	1点	電情困

3) P.87 表 差替え

【薬学管理料欄】	項目/算定要件等	点数	略号
医療情報・システム基盤整備体制充実加算	施設基準を満たす保険薬局で調剤を行った場合（6月に1回）	3点	医シA
	マイナンバーカードを活用して調剤を行った場合（6月に1回）	1点	医シB

	変更箇所	
	現行	10/1～変更
4	P.1382) 調剤技術料の時間外加算等 イ L5 (削除) 電子的保健医療情報活用加算	(差替) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算
5	P.147 1 調剤管理料 (7) オ オンライン資格確認システム	(追記) オンライン資格確認等システム
6	P149◎ポイント-調剤管理料 6番目の●	◎医療情報・システム基盤整備体制充実加算を追記
7	P.218 別表 1 (1) (削除) ・電子的保健医療情報活用加算 ・処方箋受付ごと	(差替) ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ・6月に1回まで
8	P.219 (2) (削除) ・電子的保健医療情報活用加算 ・処方箋受付ごと	(差替) ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ・6月に1回まで
9	P.220 (3) (削除) ・電子的保健医療情報活用加算 ・処方箋受付ごと	(差替) ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算 ・6月に1回まで

10) P.152～153の③をすべて下記に差し替え

③医療情報・システム基盤整備体制充実加算

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	3点（6月に1回限り）
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	1点（6月に1回限り）
注 6 調剤に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局（注3に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により患者に係る薬剤情報を取得等した場合には、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、6月に1回に限り1点を所定点数に加算する。	

- ア 医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、オンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険薬局において、患者に係る十分な情報を活用して調剤を実施すること等を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において調剤した場合に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、6月に1回に限り3点を算定する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、6月に1回に限り1点を算定する。
- イ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険薬局においては、以下の事項について薬局内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。
- (イ) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - (ロ) 当該保険薬局に処方箋を提出した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を行うこと。
- ウ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険薬局においては、区分10の3服薬管理指導料の2(3)イ(イ)から(ホ)までに示す事項を参考に、患者から調剤に必要な情報を取得し、薬剤服用歴等に記載すること。



第97の3 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準

1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項について、当該保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - イ 当該保険薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行うこと。

2 届出に関する事項

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はない。

厚生労働省Q&A～医療情報・システム基盤整備体制充実加算～（令和4年9月5日別添3）

(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算についての施設基準としてオンライン資格確認の運用開始日の登録を行うこととあるが、どのように登録すればよいか。
(答)	別紙を参照されたい。 別紙：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格

	確認を導入し、運用開始日の登録を行った上で、実際に運用を開始した日から算定可能となるのか。
(答)	そのとおり。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。
(答)	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。なお、薬剤服用歴等に、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みたが患者の薬剤情報等が格納されていなかった旨を記載すること。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、患者が薬剤情報等の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。
(答)	いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定する。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準等において、「ホームページ等に掲示」することとされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。
(答)	例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該保険薬局のホームページへの掲載 ・ 当該保険薬局の所属する同一グループのホームページへの掲載（この場合、当該施設基準を満たす保険薬局名が確認できるようになっている必要がある） ・ 自治体、地域薬剤師会等のホームページ又は広報誌への掲載 ・ 薬局機能情報提供制度等への掲載等が該当する。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、当該加算が算定できないタイミングにおいても、当該加算の算定に係る薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を実施する必要があるということでしょうか。
(答)	よい。なお、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により情報を取得した場合は必ずしも当該情報の全てを薬剤服用歴等に記載する必要はないが、少なくともその旨を薬剤服用歴等に記載する必要がある。
(問)	調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、同加算1を算定する患者について、6月以内に同加算2は算定可能か。また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する患者について、6月以内に同加算1は算定可能か。
(答)	いずれも不可。

◎ポイント — 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

令和5年4月からの「オンライン資格確認システム導入の原則義務化」を踏まえ、電子的保健医療情報活用加算は廃止され、令和4年10月から医療情報基盤整備体制充実加算が新設されました。

- 施設基準：
 - ①電子情報処理組織を利用した診療報酬請求を行っている。
 - ②オンライン資格確認を実施する体制を有している。（運用開始日をポータルサイトに登録）
 - ③薬局の見やすい場所及びホームページ等への下記事項の掲示。
 - ・オンライン資格確認を行う体制を有していること
 - ・患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得、活用して調剤を行うこと
 - 算定要件：施設基準を満たし、必要に応じて患者に対して説明をすること。
 - ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（6ヶ月に1回 3点）・・・マイナンバーカードを活用して調剤を行わない場合
 - ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（6ヶ月に1回 1点）・・・マイナンバーカードを活用して調剤を行った場合
- ※ 服薬管理指導料で求められる患者の情報を参考に、患者から調剤に必要な情報を取得し、薬剤服用歴へ記載することが求められる。